

鹿嶋市中小企業事業資金融資取り扱い基準

令和8年4月1日

(目的)

- 1 この基準は、複雑化する融資のあっせん業務に対して、一定の基準を定め、業務の円滑化を図ることを目的とする。

(融資限度額)

- 2 融資限度額は、次のとおりとする。

- (1) 自治金融

設備資金 1,000万円

運転資金 1,000万円

- (2) 振興金融

設備資金 2,000万円

運転資金 1,000万円

(融資期限)

- 3 融資期限は、次のとおりとする。

- (1) 自治金融

設備資金 10年(120ヶ月)

運転資金 10年(120ヶ月)

- (2) 振興金融

設備資金 10年(120ヶ月)(据置1年)

運転資金 10年(120ヶ月)

(融資の取り扱い)

- 4 併用申込の取り扱いは、次の各号について融資のあっせんを行う。

- (1) 自治金融を複数本利用する場合は、融資残金と合わせて1,000万円までとする。

- (2) 振興金融の運転資金枠は、融資残金と合わせて1,000万円までとする。

- (3) 振興金融の設備資金枠は、融資残金と合わせて2,000万円までとする。

※ 新規融資種別限度額 - 融資残金 = 新規融資申込限度額

※ 上記の限度額は、当該申込み月の審査会日を基準とする。

(申込の取扱い)

- 5 申込の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 申込は、各融資額枠内であれば本数の制限は無しとする。

- (2) 借り換えは、最初の融資実行日より1年間、返済経過している場合は可とする。

※ 上記は、当該申込み月の審査会日を基準とする。

(法人及び個人の取り扱い)

- 6 法人及び個人の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 別法人及び個人事業主で代表者が同一人の場合は、同一人の申込とみなし、融資限度額は第4項と同様に取扱う。また、同一世帯(同居家族)の場合も同じとする。

- (2) 法人の場合は、市内に法人の登記及び事業所(販売施設・生産施設)を有し、1年以上経過しているものとする。

(振興金融申請時の担保)

7 担保は、次のとおりとする。(金融機関審査の取扱い)

- (1) 担保は不動産担保を徴する。その内容については当該金融機関の審査根拠として審査会時に報告・承認を得る。
- (2) 所在地は、原則として水戸地方法務局鹿嶋支局管内の物件とする。但し、当該金融機関が管理できると認めたものについてはこの限りではない。(事前に事務局及び保証協会と協議すること。)
- (3) 申込物件は、担保として評価対象に含める事ができる。

(その他)

8 その他は、次のとおりとする。

- (1) 土地購入資金の融資については、事前に事務局と協議する。
- (2) 市外の店舗及び支店等への融資については、認めないものとする。
- (3) 特別小口保証(無担保無保証人)制度取り扱い基準については、別に定める。
- (4) 太陽光発電設備(売電)に係る申込の取扱い
 - ①法人が当該事業を新たに開始する場合には、定款を変更(事業目的への追加)した上であつせん対象とする。
 - ②既に事業を営んでいる個人が新たに当該事業を開始する場合は、あつせん対象とする。
 - ③事業を営んでいない個人については、あつせん対象外とする。
- (5) その他、必要な事項は事前に事務局と協議すること。

(摘要)

9 この基準は、平成25年10月21日から適用する。尚、既に融資あつせんを受けている者についても同様に取扱う。

※平成28年1月21日 その他8-(4)の追加

※令和 8年4月 1日 融資の取り扱い 4-(1)、(2)、(3)の変更と※の追加
申込の取扱い 5-(1)、(2)の変更、※の追加
振興金融申請時の担保 7-(1)、(3)の変更

※赤文字部分については、令和8年4月分申込みより適応する。